平成１６年度

公共用水域及び地下水の
水　質　測　定　計　画

大　阪　府

目　　次

1　公共用水域の水質測定計画 …… 1

1　目　的 …… 3
2　測定点及び測定機関
3　測定期間
4　測定項目
5　測定回数 …… 4
6　試料の採取等 …… 5
7　測定方法等
8　測定結果の報告
9　その他
（図1－1）河川の水質測定水域区分 …… 5
（図1－2）河川の各水域の水質測定地点図 …… 6
（図1－3）大阪湾水域の水質･底質測定地点図 …… 12
（別表1－1）測定点及び測定機関総括表 …… 13
（別表1－2）測定地点、測定回数一覧表（河川） …… 14
〃　（海域） …… 20
（別表1－3）測定方法一覧表 …… 22
（別表1－4）環境基準等一覧表 …… 24

2　地下水質測定計画 …… 27

1　目　的 …… 29
2　調査の区分
3　測定地点及び測定機関
4　測定期間
5　測定項目
6　測定回数 …… 30
7　測定方法
8　試料の採取等
9　測定結果の報告
10　その他
（図2－1）概況調査測定地点図 …… 31
（図2－2）定期モニタリング調査測定地区図 …… 32
（別表2－1）測定地点及び測定機関総括表 …… 33
（別表2－2）測定地点一覧表（概況調査） …… 34
（別表2－3）測定地点一覧表（定期モニタリング調査） …… 36
（別表2－4）測定方法、環境基準等一覧表 …… 39

1　公共用水域の水質測定計画

平成１６年度公共用水域の水質測定計画

1　目的

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の公共用水域を常時監視するために行う水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2　測定点及び測定機関

水質測定点、底質測定点及び測定機関は、別表－1及び別表－2のとおりとする。

(1)　水質測定点

河川：１０５河川　　１４４地点　（環境基準点　９４地点、準基準点　　５０地点）

海域：大阪湾海域　　２２地点　（環境基準点　１５地点、準基準点　　７地点）

(2)　底質測定点

河川：４９地点

海域：１５地点（１２地点は水質測定の環境基準点と、２地点は準基準点と重複）

3　測定期間

測定期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

4　測定項目

水質及び底質の測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1)　水質測定項目

	河　　川	海　　域
ア　人の健康の保護に関する項目（健康項目）	・カドミウム　・全シアン　・鉛　・六価クロム ・砒素　・総水銀　・アルキル水銀　・ＰＣＢ ・ジクロロメタン　・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン　・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン　・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン　・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン　・チウラム　・シマジン ・チオベンカルブ　・ベンゼン　・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素　・ほう素 （ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。）	・カドミウム　・全シアン　・鉛　・六価クロム ・砒素　・総水銀　・アルキル水銀　・ＰＣＢ ・ジクロロメタン　・四塩化炭素 ・1,2-ジクロロエタン　・1,1-ジクロロエチレン ・シス-1,2-ジクロロエチレン ・1,1,1-トリクロロエタン　・1,1,2-トリクロロエタン ・トリクロロエチレン　・テトラクロロエチレン ・1,3-ジクロロプロペン　・チウラム　・シマジン ・チオベンカルブ　・ベンゼン　・セレン ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 ・ふっ素　・ほう素 （ただし、アルキル水銀については総水銀が検出された時に限る。）
イ　生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）	・水素イオン濃度（pH）　・溶存酸素量（DO） ・生物化学的酸素要求量（BOD） ・化学的酸素要求量（COD；酸性法） ・浮遊物質量（SS）　・大腸菌群数（E-Coli） ・全窒素（T－N）　・全りん（T－P）	・水素イオン濃度（pH）　・溶存酸素量（DO） ・化学的酸素要求量（COD；酸性法、アルカリ性法、ろ過酸性法）　・大腸菌群数 ・ノルマルヘキサン抽出物質（油分） ・全窒素（T－N）　・全りん（T－P）
ウ　特殊項目	・ノルマルヘキサン抽出物質（油分） ・フェノール類　・銅　・亜鉛　・溶解性鉄 ・溶解性マンガン　・全クロム ・陰イオン界面活性剤　・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素　・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん　・ＥＰＮ	・フェノール類　・銅　・亜鉛　・溶解性鉄 ・溶解性マンガン　・全クロム ・陰イオン界面活性剤　・亜硝酸性窒素 ・硝酸性窒素　・アンモニア性窒素 ・りん酸性りん　・プランクトン数　・クロロフィルa ・懸濁物質（浮遊物質量） ・懸濁物質の強熱減量　・濁度　・ＥＰＮ
エ　特定項目	・トリハロメタン生成能	
オ　要監視項目	・クロロホルム ・トランス-1,2-ジクロロエチレン ・1,2-ジクロロプロパン　・p-ジクロロベンゼン ・イソキサチオン　・ダイアジノン ・フェニトロチオン　・イソプロチオラン ・オキシン銅　・クロロタロニル　・プロピザミド ・ジクロルボス　・フェノブカルブ ・イプロベンホス　・クロルニトロフェン ・トルエン　・キシレン ・フタル酸ジエチルヘキシル　・ニッケル ・モリブデン　・アンチモン	
カ　その他項目	・気温　・水温　・色相　・臭気　・透視度 ・塩素イオン　・電気伝導率　等	・気温　・水温　・色相　・臭気　・透明度 ・塩分　・電気伝導率　等

(2)　底質測定項目

	河　　川	海　　域
ア　健康項目	・総水銀　・ＰＣＢ	・カドミウム　・全シアン　・鉛　・砒素　・総水銀 ・アルキル水銀　・ＰＣＢ
イ　一般項目	・含水率	・水素イオン濃度　・化学的酸素要求量　・含水率 ・硫化物　・酸化還元電位　・強熱減量　・全クロム ・ノルマルヘキサン抽出物質（油分）
ウ　その他項目	・水深　・性状　・色相　・臭気　・泥温　等	・水深　・性状　・色相　・臭気　・泥温　等

5　測定回数

測定回数は次表を原則とし、過去の検出状況、水道利水状況及び発生源の有無等を考慮のうえ、測定頻度を変更するものとする。

(1)　河川

	測　定　項　目		測　定　回　数
環境基準点	健康項目	ＰＣＢ 農薬類 上記以外の項目	・年1回以上 ・年1回以上（農薬使用時期に実施） ・年2回以上
	生活環境項目	全窒素・全りん 大腸菌群数 上記以外の項目	・年4回以上 ・年12回以上（A、B類型のみ） ・年12回以上
	その他	特殊項目 ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能	・年1回以上 ・年2回以上（水道利水のある地点）
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	全窒素・全りん 上記以外の項目	・年2回以上 ・年4回以上
	その他	特殊項目 ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能	・環境基準点と同様

○　通日測定は、水質管理上重要かつ水質の日間変動の大きな地点で、生活環境項目について年1回以上（各1日について2時間間隔で13回採水分析）。

○　河川の底質は、海域に直接流入する主要な河川において年1回以上。

(2)　海域

	測　定　項　目		測　定　回　数
環境基準点	健康項目	ＰＣＢ 上記以外の項目	・年1回以上 ・年2回以上
	生活環境項目	大腸菌群数 ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質 上記以外の項目	・年12回以上（A類型のみ） ・年12回以上（A、B類型のみ） ・年12回以上
	その他	特殊項目	・年1回以上
準基準点	健康項目	全項目	・環境基準点と同様
	生活環境項目	大腸菌群数・ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質を除く項目	・年4回以上
	その他	特殊項目	・環境基準点と同様

○　海域の底質は、一般項目及びその他項目について年2回以上、健康項目について年1回以上

測定月は原則として次表のとおりとする。

年間測定回数	測　定　月
1　回	8月
2　回	8月、2月
4　回	5月、8月、11月、2月
6　回	5月、7月、8月、11月、1月、2月
12　回	毎月

6　試料の採取等

試料の採取等については、原則として次のとおりとする。

(1)　試料採取の実施にあたり、健康項目については、水域の水量いかんに関わらず随時、生活環境項目については、水域が通常の状態（河川の場合は低水量以上の流量がある時、海域の場合は小潮時）にある時期とする。

(2)　流量観測は、採水時に測定点で実施し、環境基準点で年6回程度、準基準点で年2回程度行う。

(3)　河川における試料採取は、流心で行い、6時間間隔で4回採取し、混合試料とする。 ただし、気温、水温及び水素イオン濃度については、個々の試料について測定する。また、次の項目については、午後3時に最も近い採水時の試料について測定する。

なお、流況変動の小さい河川等については、この限りでない。

・生活環境項目	（溶存酸素及び大腸菌群数）
・健　康　項　目	（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を除く）
・特　殊　項　目	（硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸性りん及び陰イオン界面活性剤を除く）
・要 監 視 項 目	

海域の場合は、海面下1ｍ層から採水する。また、環境基準点のうち港内3地点を除く12地点については、水深20m未満の場合は海底面上2ｍ層から、水深20m以上の場合は海底面上5ｍ層から採水する。底泥の採取に当たっては、採取点付近において数箇所より同量採取し、混合試料とする。

(4)　以上の他、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）を準拠する。

7　測定方法等

測定方法及び報告下限値等は、原則として別表1－3のとおりとする。

なお、この方法によらない場合には、測定結果の報告の際に特記するものとする。

8　測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

(1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。

(2) 健康項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

9　その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

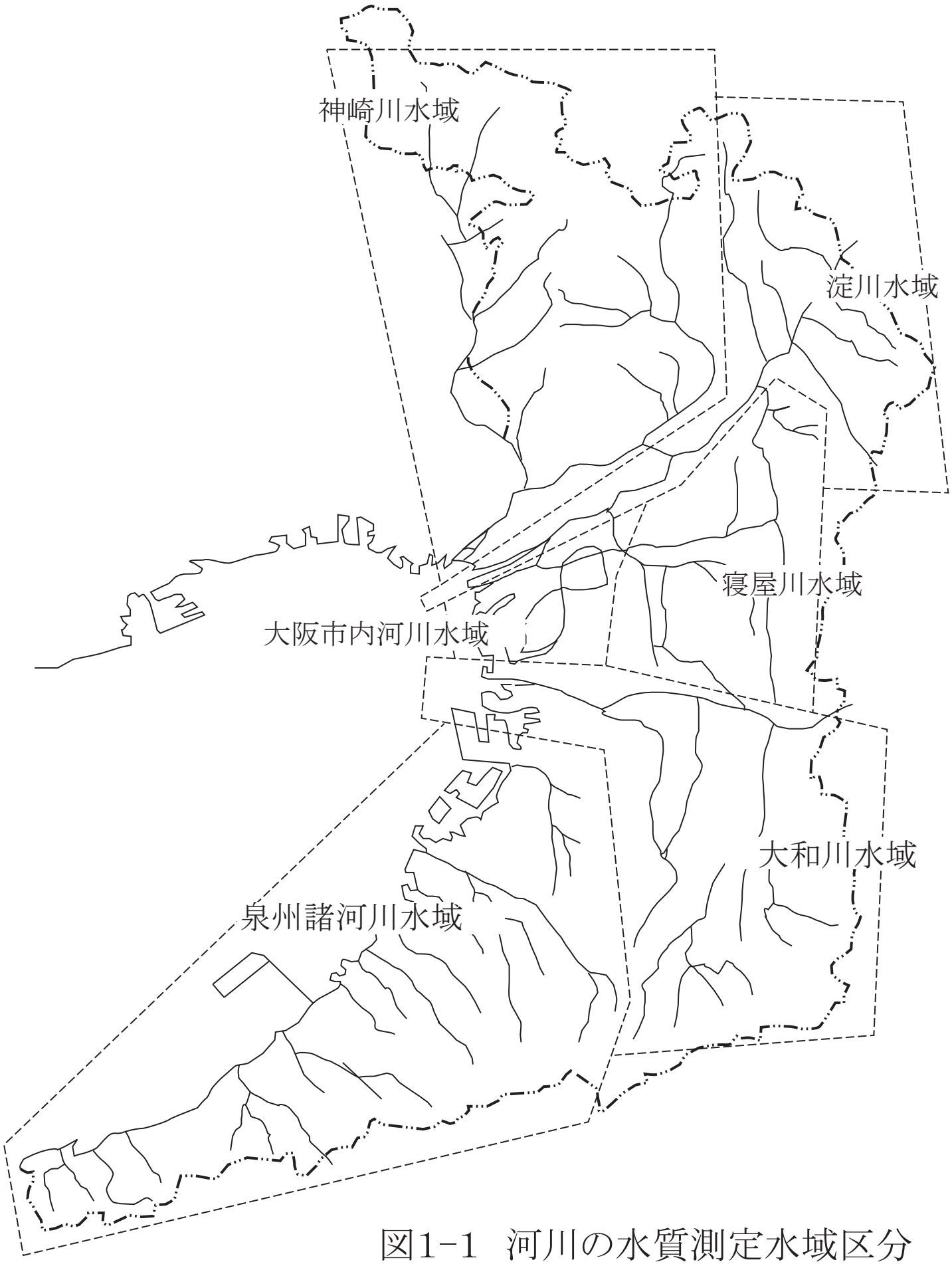

図1-1　河川の水質測定水域区分

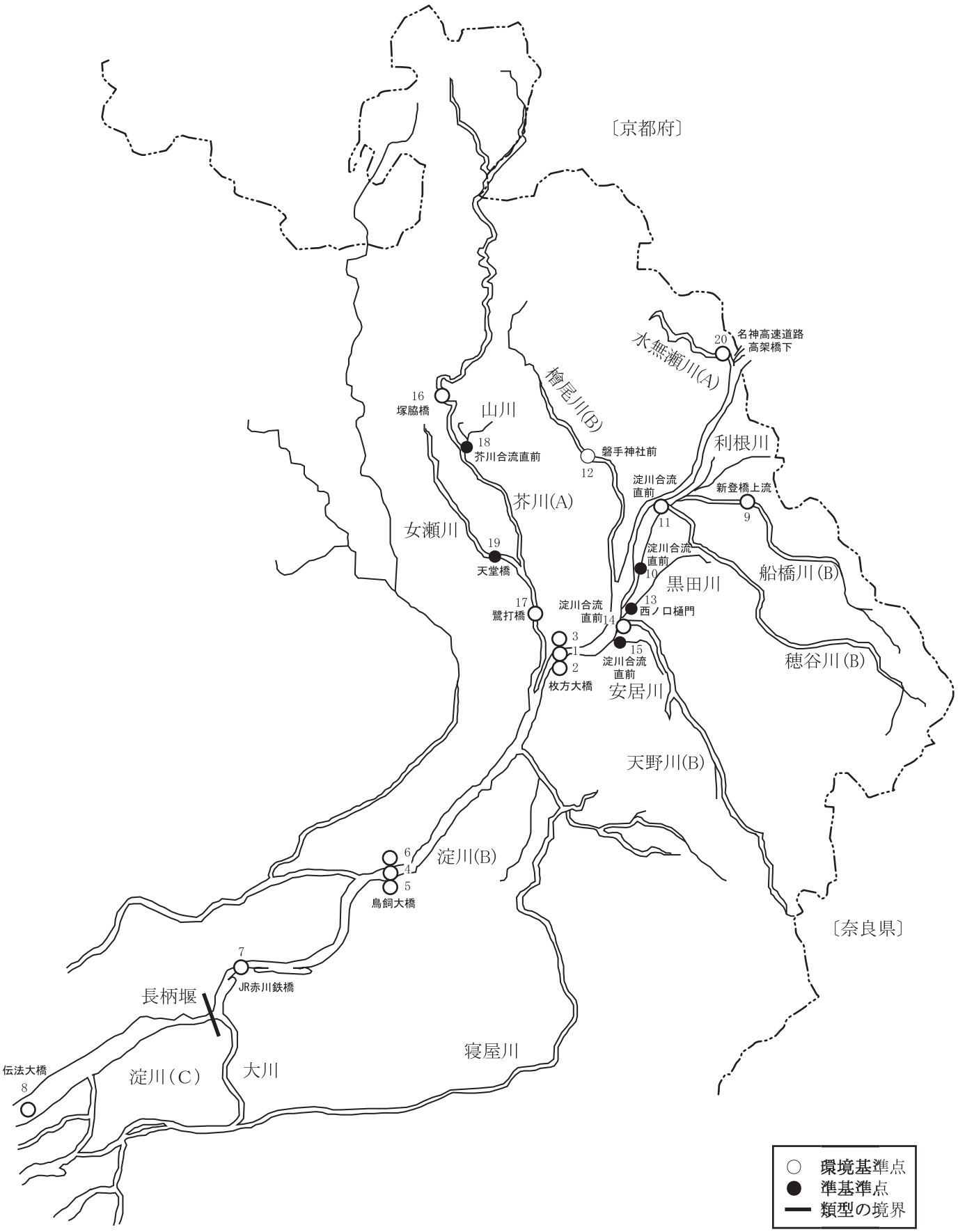

図1-2(1) 淀川水域の水質測定地点図

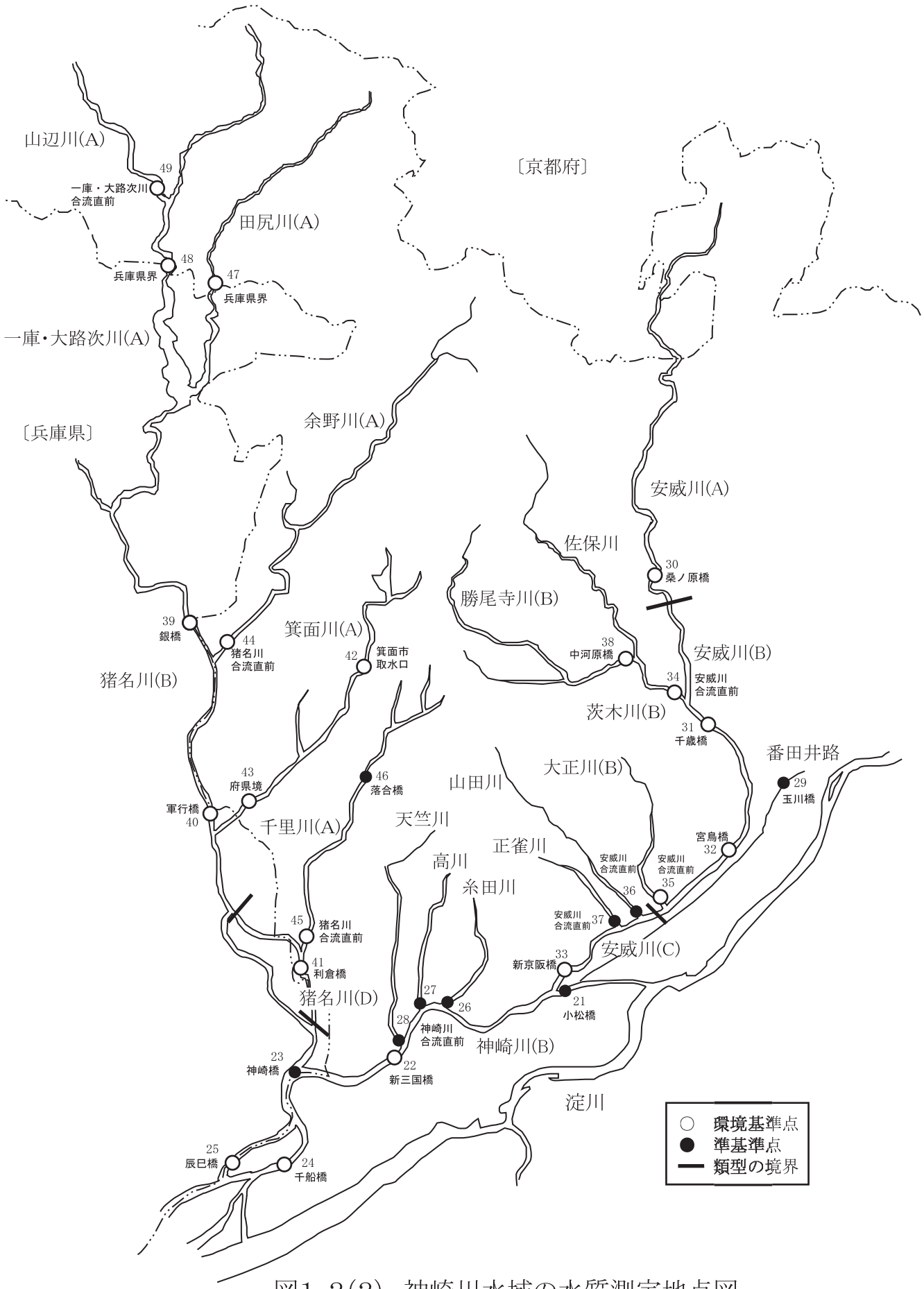

図1-2(2)　神崎川水域の水質測定地点図

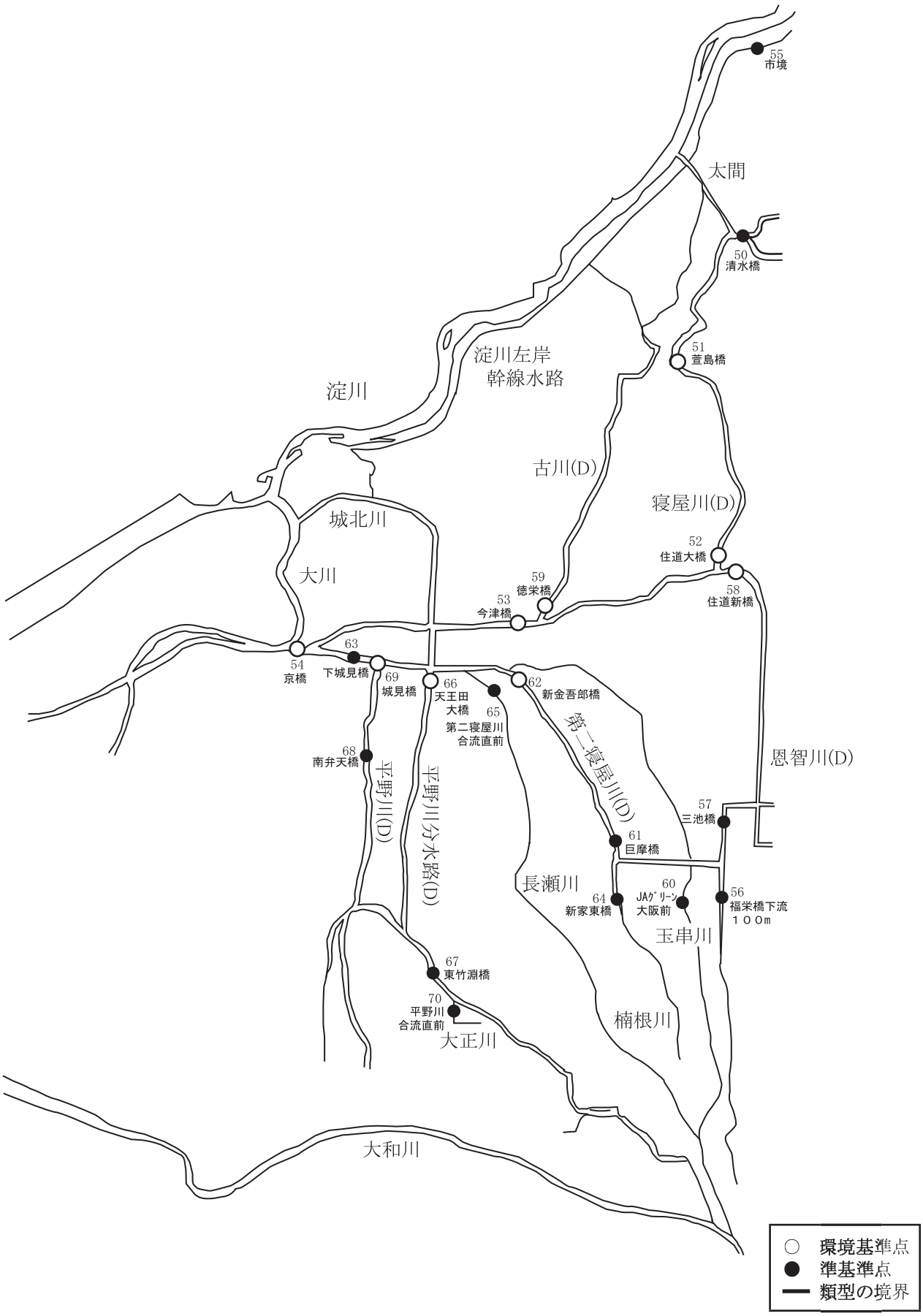

図1-2(3)　寝屋川水域の水質測定地点図

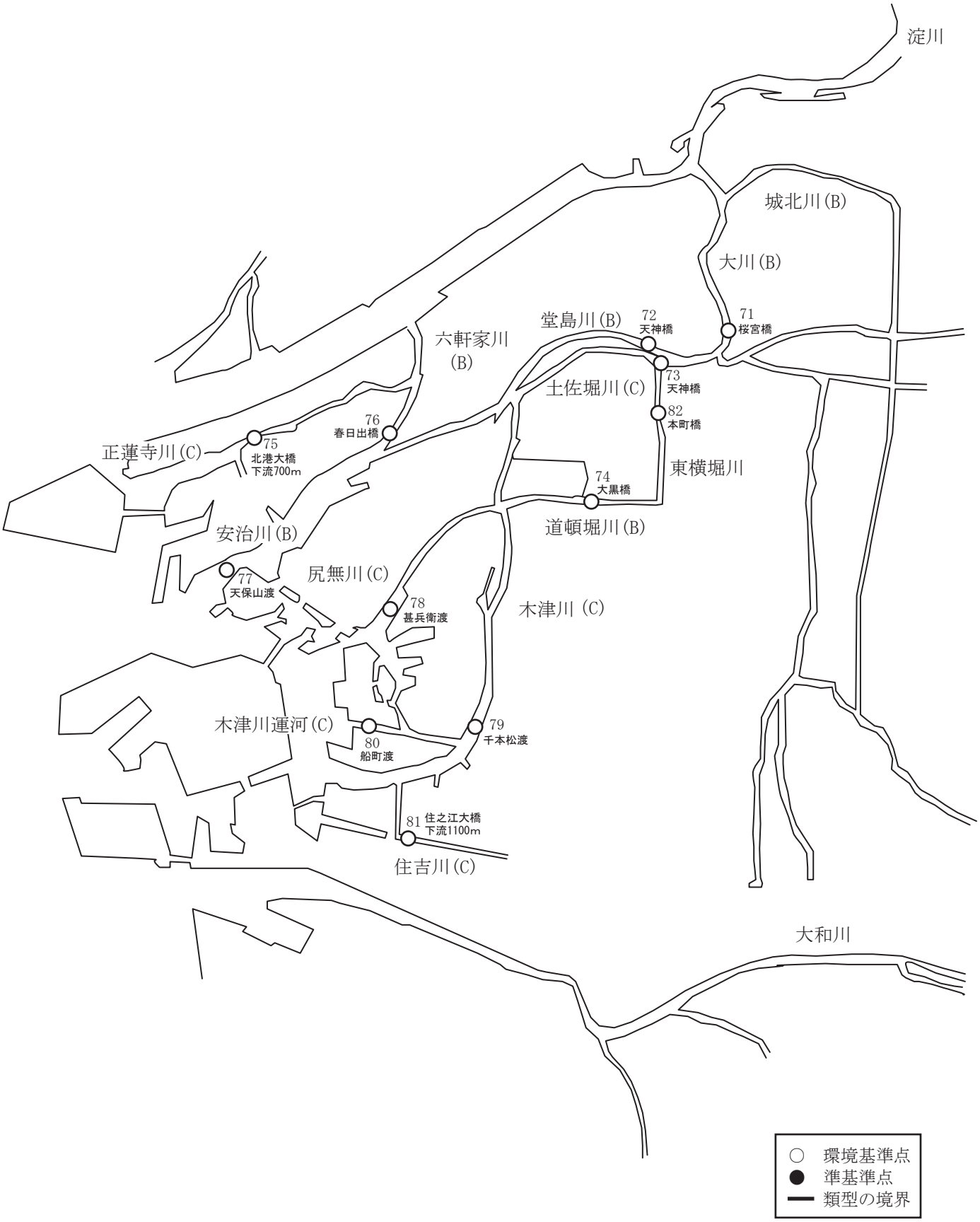

図1-2(4)　大阪市内河川水域の水質測定地点図

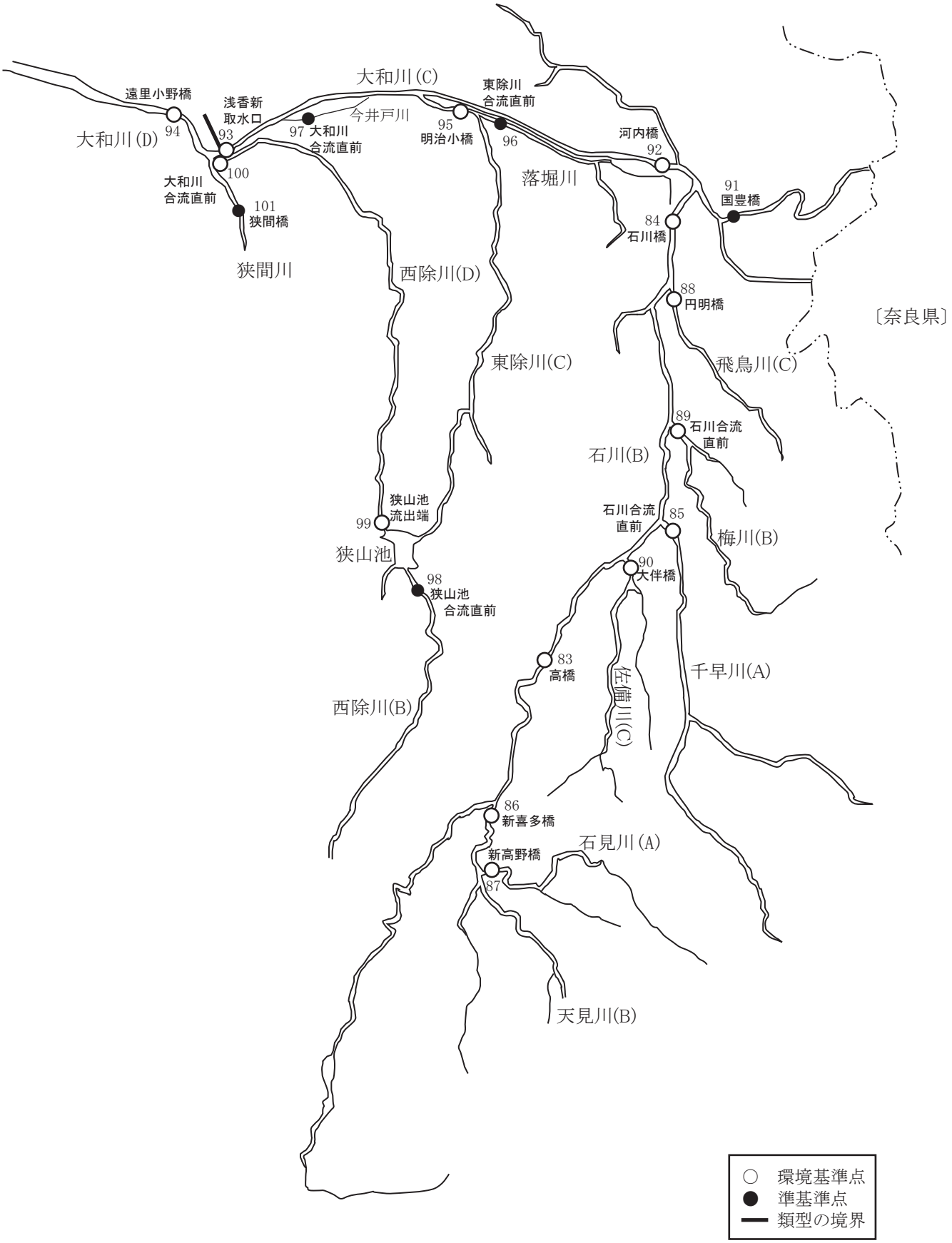

図1-2(5)　大和川水域の水質測定地点図

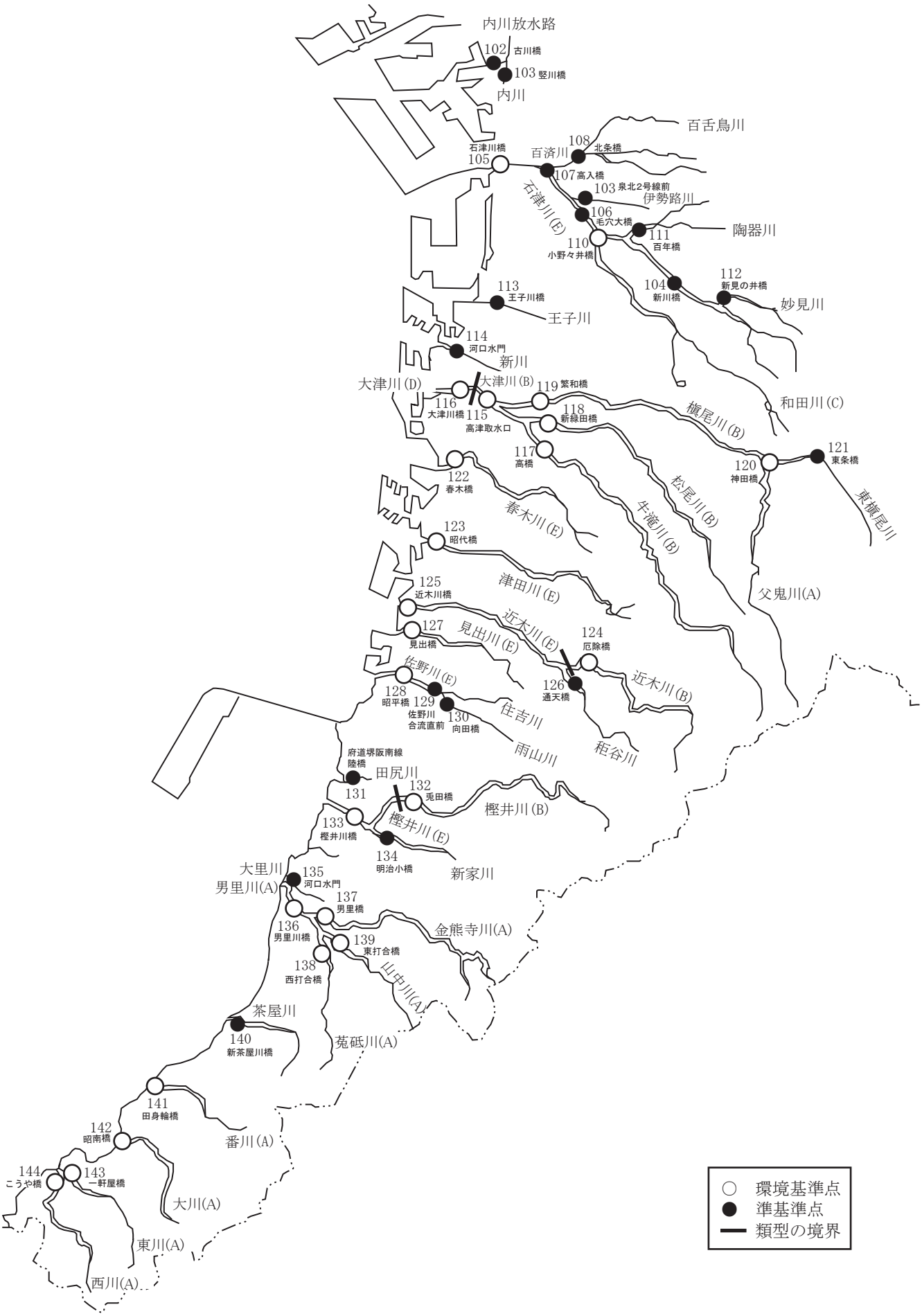

図1-2(6) 泉州諸河川水域の水質測定地点図

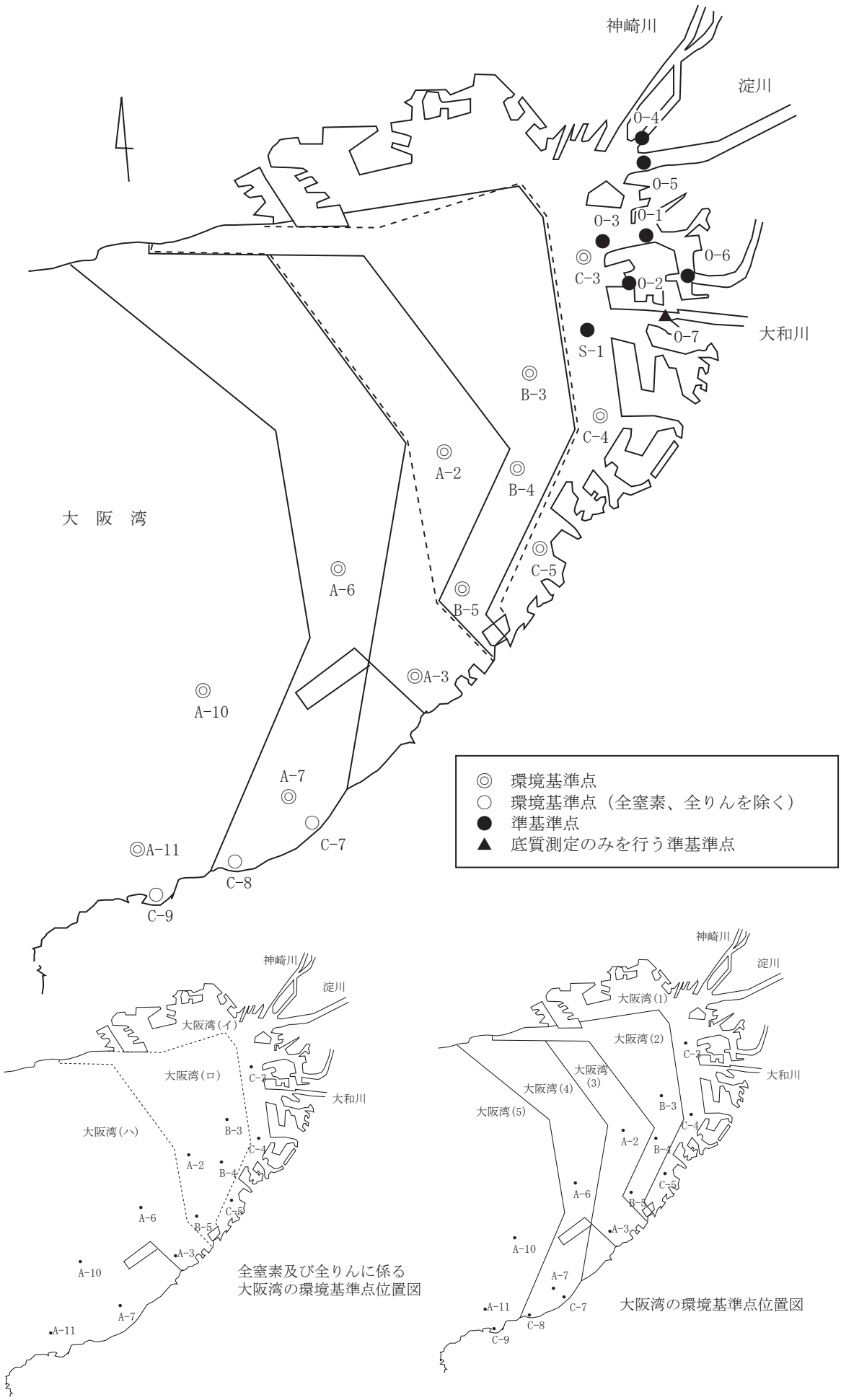

図１－３　大阪湾水域の水質・底質測定地点図

別表１－１　　測定点及び測定機関総括表

（平成16年度）

測定機関	調査区分	水質測定																底質測定			
	水域	河川														海域		河川		海域	
	区分	淀川		神崎川		寝屋川		大阪市内河川		大和川		泉州諸河川		河川合計							
大阪府	環境基準点	1	1	10	12	2	2			9	12	20	30	42	57	15	15	28	29	12	15
	準基準点			2						3		10		15				1		3	
近畿地方整備局	環境基準点	9	9	3	3					4	5			16	17			11	11		
	準基準点									1				1							
大阪市	環境基準点			1	2	5	7	12	12					18	21		6	5	5		
	準基準点			1		2								3		6					
堺市	環境基準点									1	2	2	11	3	13		1	2	2		
	準基準点									1		9		10		1					
岸和田市	環境基準点											2	2	2	2			2	2		
	準基準点																				
豊中市	環境基準点			1	3									1	3						
	準基準点			2										2							
吹田市	環境基準点				3										3						
	準基準点			3										3							
高槻市	環境基準点	2	4		1									2	5						
	準基準点	2		1										3							
枚方市	環境基準点	3	6				1							3	7						
	準基準点	3				1								4							
茨木市	環境基準点			5	5									5	5						
	準基準点																				
八尾市	環境基準点						5								5						
	準基準点					5								5							
寝屋川市	環境基準点					1	2							1	2						
	準基準点					1								1							
東大阪市	環境基準点					1	4							1	4						
	準基準点					3								3							
合計	環境基準点	15	20	20	29	9	21	12	12	14	19	24	43	94	144	15	22	48	49	12	15
	準基準点	5		9		12				5		19		50		7		1		3	

別表1－2(1) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

地図中番号	水域名	河川名	環境基準	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	担当機関	年間測定	通日測定	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全りん	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
1	淀川	淀川	Bハ	枚方大橋流心	○	10101	00101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
										○	13	13	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2				枚方大橋左岸	○	10102	00101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
3				枚方大橋右岸	○	10103	00101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
4				鳥飼大橋流心	○	10104	00102	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
5				鳥飼大橋左岸	○	10105	00102	近畿地整	○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
6				鳥飼大橋右岸	○	10106	00102	近畿地整	○		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
7				西日本旅客鉄道㈱赤川鉄橋	○	10107	00103	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
8			Cイ	伝法大橋	○	10108	00201	近畿地整	○		12	12	12	12	12	-	12	12	12	6	12	6	12	6	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
9		船橋川	Bハ	新登橋上流	○	10201	05401	枚方市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	2	4	4	4	4	4	12	4	12	12	4	4	4	4
10		利根川	－	淀川合流直前	●	10301	23001	枚方市	○		48	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	2	2	2	2	2	2	12	2	12	12	2	2	2	2
11		穂谷川	Bハ	淀川合流直前	○	10401	05301	枚方市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	2	4	4	4	4	4	12	4	12	12	4	4	4	4
12	水	檜尾川	Bロ	磐手神社前	○	10501	05201	高槻市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
13		黒田川	－	西ノ口樋門	●	10601	23101	枚方市	○		48	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	2	2	2	2	2	2	12	2	12	12	2	2	2	2
14		天野川	Bハ	淀川合流直前	○	10701	05501	枚方市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	2	4	4	4	4	4	12	4	12	12	4	4	4	4
15		安居川	－	淀川合流直前	●	10801	23201	枚方市	○		48	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	2	2	2	2	2	2	12	2	12	12	2	2	2	2
16	域	芥川	Aイ	塚脇橋	○	10901	05001	高槻市	○		12	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
17				鷺打橋	○	10902	05101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	4	4	6	4	6	4	6	4	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
										○	13	13	13	13	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18		山川	－	芥川合流直前	●	11001	22801	高槻市	○		4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
19		女瀬川	－	天堂橋	●	11101	22901	高槻市	○		4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
20		水無瀬川	Aイ	名神高速道路高架橋下	○	11201	06601	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
21		神崎川	Bロ	小松橋	●	20101	02351	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
22				新三国橋	○	20102	02301	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
										○	13	13	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23				神崎橋	●	20103	02352	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24				千船橋	○	20104	02302	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
25	神	左門殿川	Bロ	辰巳橋	○	20105	02303	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
26		糸田川	－	神崎川合流直前	●	20201	23401	吹田市	○		16	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
27		高川	－	神崎川合流直前	●	20301	23501	吹田市	○		16	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
28		天竺川	－	神崎川合流直前	●	20401	23601	豊中市	○		10	4	4	4	4	-	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
29		番田井路	－	玉川橋	●	20501	23301	高槻市	○		4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
30	崎	安威川	Aイ	桑ノ原橋	○	30101	01701	茨木市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
31			Bイ	千歳橋	○	30102	01801	茨木市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	2	2	4	2	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	4	2	4	2	2
32			Bロ	宮鳥橋	○	30103	01901	茨木市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	2	2	4	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
33			Cイ	新京阪橋	○	30104	02001	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
										○	13	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
34	川	茨木川	Bイ	安威川合流直前	○	30201	06801	茨木市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	㊀	㊀	4	2	2	㊀	※	㊀	2	2	2	2	2	2	2	2	㊀	㊀	㊀	㊀
35		大正川	Bロ	安威川合流直前	○	30301	06901	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
36		山田川	－	安威川合流直前	●	30401	20301	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
37		正雀川	－	安威川合流直前	●	30501	20401	吹田市	○		16	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
38		勝尾寺川	Bロ	中河原橋	○	30601	06701	茨木市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	㊀	㊀	4	2	2	㊀	※	㊀	2	2	2	2	2	2	2	2	㊀	㊀	㊀	㊀
39	水	猪名川	Bハ	銀橋	○	40101	02101	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	6	12	6	※	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
40				軍行橋	○	40102	02102	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	6	12	6	※	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
41			Dイ	利倉橋	○	40103	02201	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	12	6	12	6	※	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2
										○	13	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
42		箕面川	Aイ	箕面市取水口	○	40201	05701	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
43	域			府県境	○	40202	05801	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
44		余野川	Aイ	猪名川合流直前	○	40301	05601	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
45		千里川	Aイ	猪名川合流直前	○	40401	05901	豊中市	○		30	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
46				落合橋	●	40402	05951	豊中市	○		10	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
47		田尻川	Aイ	兵庫県界	○	40501	07501	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
48		一庫・大路次川	Aイ	兵庫県界	○	40601	07601	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
49		山辺川	Aイ	一庫・大路次川合流直前	○	40701	07701	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
2 「環境基準点」の内、○印は環境基準点、●印は準基準点を示す。
3 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
4 丸囲み数字(① ㊀)はローリング調査導入地点

別表1－2(2) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

地図中番号	水域名	河川名	環境基準	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	担当機関	年間測定	通日測定	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全りん	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
50	寝屋川水域	寝屋川	Dハ	清水橋	●	50101	01551	寝屋川市	○		16	4	4	4	4	-	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
51				萱島橋	○	50102	01501	寝屋川市	○		48	12	12	12	12	-	6	6	6	6	6	6	6	6	※	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
52				住道大橋	○	50103	01502	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
53				今津橋	○	50104	01503	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
54				京橋	○	50105	01504	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
55		淀川左岸幹線第一水路	－	市境	●	50201	23701	枚方市	○		48	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	※	2	2	2	2	2	2	12	2	12	12	2	2	2	2
56		恩智川	Dハ	福栄橋下流100m	●	50301	01651	八尾市	○		24	6	6	6	6	-	6	6	4	4	4	4	4	2	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2
57				三池橋	●	50303	01652	東大阪市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
58				住道新橋	○	50302	01601	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4
59		古川	Dハ	徳栄橋	○	50401	07101	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
60		玉串川	－	JAグリーン大阪前	●	50501	20602	八尾市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
61		第二寝屋川	Dハ	巨摩橋	●	50601	06053	東大阪市	○		16	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
62				新金吾郎橋	○	50602	06001	東大阪市	○		48	12	12	12	12	12	6	6	12	12	12	12	12	12	※	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
63				下城見橋	●	50603	06052	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
64		楠根川	－	新家東橋	●	50701	23801	八尾市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2
65		長瀬川	－	第二寝屋川合流直前	●	50801	20701	東大阪市	○		16	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
66		平野川分水路	Dイ	天王田大橋	○	50901	07001	大阪市	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
67		平野川	Dロ	東竹淵橋	●	51001	06152	八尾市	○		24	6	6	6	6	-	6	6	6	6	6	6	6	2	※	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2
68				南弁天橋	●	51002	06151	大阪市	○		12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
69				城見橋	○	51003	06101	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
70		大正川	－	平野川合流直前	●	51101	24201	八尾市	○		24	6	6	6	6	-	6	6	6	6	6	6	6	2	※	1	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	2	2
71	大阪市内河川水域	大川	Bイ	桜宮橋	○	60101	00301	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
72		堂島川	Bイ	天神橋	○	60201	00401	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
73		土佐堀川	Cハ	天神橋	○	60301	00501	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
74		道頓堀川	Bハ	大黒橋	○	60401	00701	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
75		正蓮寺川	Cイ	北港大橋下流700m	○	60501	01201	大阪市	○		12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
76		六軒家川	Bイ	春日出橋	○	60601	01101	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
77		安治川	Bイ	天保山渡	○	60701	00601	大阪市	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
78		尻無川	Cイ	甚兵衛渡	○	60801	00801	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
79		木津川	Cイ	千本松渡	○	60901	00901	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
80		木津川運河	Cイ	船町渡	○	61001	01301	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
81		住吉川	Cハ	住之江大橋下流1100m	○	61101	01001	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
82		東横堀川	Cイ	本町橋	○	61201	07801	大阪市	○		48	12	12	12	12	4	2	2	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
83	大和川水域	石川	Bハ	高橋	○	70101	02601	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
84				石川橋	○	70102	02602	近畿地整	○		12	12	12	12	12	12	12	12	12	4	12	4	12	4	※	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2
85		千早川	Aイ	石川合流直前	○	70201	06501	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
86		天見川	Bイ	新喜多橋	○	70301	07301	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
87		石見川	Aイ	新高野橋	○	70401	07201	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
88		飛鳥川	Cロ	円明橋	○	70501	07901	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
89		梅川	Bロ	石川合流直前	○	70601	08001	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
90		佐備川	Cロ	大伴橋	○	70701	08101	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
91		大和川	Cハ	国豊橋	●	80101	02451	近畿地整	○		12	12	12	12	12	-	4	4	4	2	4	2	2	2	※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92				河内橋	○	80102	02401	近畿地整	○		12	12	12	12	12	-	12	12	12	4	12	4	12	4	※	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2
										○	26	26	26	26	26	26	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
93				浅香新取水口	○	80103	02402	近畿地整	○		12	12	12	12	12	-	12	12	12	4	12	4	12	4	※	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2
										○	26	26	26	26	26	26	26	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
94			Dハ	遠里小野橋	○	80104	02501	近畿地整	○		12	12	12	12	12	-	12	12	12	4	12	4	12	4	※	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2
95		東除川	Cハ	明治小橋	○	80201	06201	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
96		落堀川	－	東除川合流直前	●	80301	23901	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
97		今井戸川	－	大和川合流直前	●	80401	21001	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
98		西除川	Bハ	狭山池合流直前	●	80501	06351	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
99				狭山池流出端	○	80502	06301	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
100			Dハ	大和川合流直前	○	80503	06401	堺市	○		48	12	12	12	12	-	6	6	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
101		狭間川	－	狭間橋	●	80601	24001	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
2 「環境基準点」の内、○印は環境基準点、●印は準基準点を示す。
3 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
4 丸囲み数字(① ⊖)はローリング調査導入地点

別表1－2(3) 測定地点、測定回数一覧表(河川)

地図中番号	水域名	河川名	環境基準	測定地点	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	担当機関	年間測定	通日測定	生活環境項目 pH	DO	BOD	COD	SS	大腸菌群数	全窒素	全りん	健康項目 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
102		内川放水路	－	古川橋	●	90101	21101	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
103		内川	－	竪川橋	●	90201	21201	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
104		石津川	Eハ	新川橋	●	90301	02751	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
105				石津川橋	○	90302	02701	堺市	○		48	12	12	12	12	-	6	6	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
										○	13	13	13	13	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
106	泉			毛穴大橋	●	90303	02752	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
107		百済川	－	高入橋	●	90401	21301	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
108		百舌鳥川	－	北条橋	●	90501	21401	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
109		伊勢路川	－	泉北2号線前	●	90601	24101	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
110		和田川	Cハ	小野々井橋	○	90701	07401	堺市	○		48	12	12	12	12	-	6	6	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
111	州	陶器川	－	百年橋	●	90801	21601	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
112		妙見川	－	新見の井橋	●	90901	21701	堺市	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
113		王子川	－	王子川橋	●	91001	21801	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
114		新川	－	河口水門	●	91101	21901	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
115		大津川	Bロ	高津取水口	○	91201	02801	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
116	諸		Dハ	大津川橋	○	91202	02901	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
117		牛滝川	Bハ	高橋	○	91301	03001	岸和田市	○		48	12	12	12	12	12	6	6	4	4	4	4	4	4	※	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
118		松尾川	Bハ	新緑田橋	○	91401	03101	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
119		槇尾川	Bイ	繁和橋	○	91501	03201	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
120		父鬼川	Aイ	神田橋	○	91601	03301	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
121	河	東槇尾川	－	東条橋	●	91701	22001	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
122		春木川	Eハ	春木橋	○	91801	03401	岸和田市	○		48	12	12	12	12	-	6	6	4	4	4	4	4	4	※	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
123		津田川	Eハ	昭代橋	○	91901	03501	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
124		近木川	Bイ	厄除橋	○	92001	03601	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
125			Eハ	近木川橋	○	92002	03701	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	6	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
126	川	秬谷川	－	通天橋	●	92101	22101	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
127		見出川	Eハ	見出橋	○	92201	03801	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
128		佐野川	Eハ	昭平橋	○	92301	03901	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
129		雨山川	－	佐野川合流直前	●	92401	22201	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
130		住吉川	－	向田橋	●	92501	22301	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
131	水	田尻川	－	府道堺阪南線陸橋	●	92601	22401	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
132		樫井川	Bイ	兎田橋	○	92701	04001	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
133			Eハ	樫井川橋	○	92702	04101	大阪府	○		48	12	12	12	12	-	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
134		新家川	－	明治小橋	●	92801	22501	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
135		大里川	－	河口水門	●	92901	22601	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
136	域	男里川	Aイ	男里川橋	○	93001	04201	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
137		金熊寺川	Aイ	男里橋	○	93101	04301	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
138		菟砥川	Aイ	西打合橋	○	93201	04401	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
139		山中川	Aイ	東打合橋	○	93301	04501	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
140		茶屋川	－	新茶屋川橋	●	93401	22701	大阪府	○		16	4	4	4	4	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
141		番川	Aイ	田身輪橋	○	93501	04601	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
142		大川	Aイ	昭南橋	○	93601	04701	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
143		東川	Aイ	一軒屋橋	○	93701	04801	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
144		西川	Aイ	こうや橋	○	93801	04901	大阪府	○		48	12	12	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	※	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

注1 「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。
2 「環境基準点」の内、○印は環境基準点、●印は準基準点を示す。
3 ※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。
4 丸囲み数字(① ⊖)はローリング調査導入地点

特殊項目																		要監視項目																		底質				
ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	ノルマルヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	陰イオン界面活性剤	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	アンモニア性窒素	りん酸性りん	EPN	トリハロメタン生成能	クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	総水銀	PCB	測定地点	河川名	地図中番号
4	12	12	4	4	2	2	12	12	6	6	12	2	12	12	12	12	2	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	12	1	1	-	-	枚方大橋流心	淀川	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
4	12	12	4	4	2	2	12	12	6	6	12	2	12	12	12	12	2	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	12	1	1	1	1	枚方大橋左岸		2
4	12	12	4	4	2	2	12	12	6	6	12	2	12	12	12	12	2	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	1	12	1	1	1	1	枚方大橋右岸		3
4	12	12	4	4	2	2	12	12	6	6	12	2	12	12	12	12	2	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	12	-	-	-	-	鳥飼大橋流心		4
4	4	4	4	4	1	1	4	4	2	2	4	2	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	4	-	-	1	1	鳥飼大橋左岸		5
4	4	4	4	4	1	1	4	4	2	2	4	2	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	4	-	-	1	1	鳥飼大橋右岸		6
4	12	12	4	4	2	2	12	12	6	6	12	2	12	12	12	12	2	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	12	-	-	-	-	西日本旅客鉄道㈱赤川鉄橋		7
4	12	12	⊖	⊖	2	2	12	12	6	6	12	2	12	12	12	12	2	-	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	12	-	-	1	1	伝法大橋		8
4	4	4	4	4	2	1	1	1	1	1	1	2	4	4	4	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	新登橋上流	船橋川	9
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	淀川合流直前	利根川	10
4	4	4	4	4	2	1	1	1	1	1	1	2	4	4	4	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	淀川合流直前	穂谷川	11
2	2	4	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	磐手神社前	檜尾川	12
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	西ノ口樋門	黒田川	13
4	4	4	4	4	2	1	1	1	1	1	1	2	4	4	4	4	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	淀川合流直前	天野川	14
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	淀川合流直前	安居川	15
2	2	4	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	塚脇橋	芥川	16
2	6	4	4	4	1	1	6	6	2	2	6	2	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	1	6	1	1	-	-	鷲打橋		17
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	芥川合流直前	山川	18
2	2	4	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	-	-	天堂橋	女瀬川	19
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	名神高速道路高架橋下	水無瀬川	20
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	小松橋	神崎川	21
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	新三国橋		22
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神崎橋		23
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	千船橋		24
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	辰巳橋	左門殿川	25
4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神崎橋合流直前	糸田川	26
4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神崎橋合流直前	高川	27
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	神崎橋合流直前	天竺川	28
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	-	-	玉川橋	番田井路	29
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	桑ノ原橋	安威川	30
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	千歳橋		31
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	宮鳥橋		32
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	新京阪橋		33
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
⊖	2	2	2	2	1	⊖	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安威川合流直前	茨木川	34
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安威川合流直前	大正川	35
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安威川合流直前	山田川	36
4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	安威川合流直前	正雀川	37
⊖	2	2	2	2	1	⊖	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中河原橋	勝尾寺川	38
4	12	12	4	4	2	2	12	12	2	2	12	6	12	12	12	12	2	-	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	12	2	2	1	1	銀橋	猪名川	39
4	12	12	4	4	2	2	12	12	2	2	12	6	12	12	12	12	2	12	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	12	2	2	1	1	軍行橋		40
4	12	12	4	4	2	2	12	12	2	2	12	6	12	12	12	12	2	-	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	-	12	2	2	1	1	利倉橋		41
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
4	4	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	箕面市取水口	箕面川	42
4	4	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	1	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	府県境		43
4	4	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	猪名川合流直前	余野川	44
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	猪名川合流直前	千里川	45
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	落合橋		46
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	兵庫県界	田尻川	47
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	兵庫県界	一庫・大路次川	48
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	一庫・大路次川合流直前	山辺川	49

特殊項目																		要監視項目																			底質				
ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	ノルマルヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	陰イオン界面活性剤	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	アンモニア性窒素	りん酸性りん	EPN	トリハロメタン生成能	クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	総水銀	PCB	測定地点	河川名	地図中番号
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	清水橋	寝屋川	50
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	萱島橋		51
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	住道大橋		52
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	今津橋		53
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	京橋		54
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	市境	淀川左岸幹線第一水路	55
4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	福栄橋下流100m	恩智川	56
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	4	-	-	-	-	-	三池橋		57
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	住道新橋		58
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	徳栄橋	古川	59
2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	JAグリーン大阪前	玉串川	60
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	4	-	-	-	-	-	巨摩橋	第二	61
4	4	6	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	6	6	4	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	4	-	-	-	-	-	新金吾郎橋	寝屋川	62
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	下城見橋		63
4	4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	新家東橋	楠根川	64
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-	4	-	-	-	-	-	第二寝屋川合流直前	長瀬川	65
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	天王田大橋	平野川分水路	66
6	4	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	東竹淵橋	平野川	67
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	南弁天橋		68
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	城見橋		69
6	4	6	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	6	6	6	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	平野川合流直前	大正川	70
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	桜宮橋	大川	71
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	天神橋	堂島川	72
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	天神橋	土佐堀川	73
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	大黒橋	道頓堀川	74
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	北港大橋下流700m	正蓮寺川	75
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	春日出橋	六軒家川	76
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	天保山渡	安治川	77
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	甚兵衛渡	尻無川	78
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	千本松渡	木津川	79
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	船町渡	木津川運河	80
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	住之江大橋下流1100m	住吉川	81
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	4	1	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	-	本町橋	東横堀川	82
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	高橋	石川	83
12	12	12	12	4	1	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	-	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	1	12	-	-	1	1	石川橋		84
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	石川合流直前	千早川	85
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	新喜多橋	天見川	86
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新高野橋	石見川	87
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	円明橋	飛鳥川	88
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	石川合流直前	梅川	89
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	大伴橋	佐備川	90
-	2	4	4	4	-	-	4	4	-	-	4	4	4	4	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国豊橋	大和川	91
12	12	12	12	4	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	-	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	1	12	-	-	1	1	河内橋		92
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
12	12	12	12	4	1	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	-	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	-	12	-	-	-	-	浅香新取水口		93
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
12	12	12	12	4	1	4	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	-	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	-	12	-	-	1	1	遠里小野橋		94
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	明治小橋	東除川	95
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東除川合流直前	落堀川	96
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大和川合流直前	今井戸川	97
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	狭山池合流直前	西除川	98
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	狭山池流出端		99
4	4	4	4	4	2	2	2	6	2	2	2	2	4	4	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	大和川合流直前		100
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	狭間橋	狭間川	101

					特殊項目													要監視項目																			底質				
ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	ノルマルヘキサン抽出物質	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	陰イオン界面活性剤	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	アンモニア性窒素	りん酸性りん	EPN	トリハロメタン生成能	クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	総水銀	PCB	測定地点	河川名	地図中番号
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	古川橋	内川放水路	102
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	堅川橋	内川	103
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新川橋	石津川	104
4	4	4	4	4	2	2	2	6	2	2	2	2	4	4	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	石津川橋		105
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	毛穴大橋		106
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高入橋	百済川	107
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北条橋	百舌鳥川	108
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	泉北2号線前	伊勢路川	109
4	4	4	4	4	2	2	2	6	2	2	2	2	4	4	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	-	-	小野々井橋	和田川	110
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	百年橋	陶器川	111
2	2	2	2	2	1	1	1	4	1	1	1	1	2	2	1	1	⊖	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新見の井橋	妙見川	112
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	王子川橋	王子川	113
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	河口水門	新川	114
4	4	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	1	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	高津取水口	大津川	115
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	大津川橋		116
4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	高橋	牛滝川	117
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新緑田橋	松尾川	118
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	繁和橋	槇尾川	119
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	神田橋	父鬼川	120
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	東条橋	東槇尾川	121
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	6	6	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	春木橋	春木川	122
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	昭代橋	津田川	123
4	4	6	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	6	6	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厄除橋	近木川	124
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	近木川橋		125
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通天橋	秬谷川	126
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	見出橋	見出川	127
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	昭平橋	佐野川	128
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	佐野川合流直前	雨山川	129
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	向田橋	住吉川	130
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	府道堺阪南線陸橋	田尻川	131
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	兎田橋	樫井川	132
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	樫井川橋		133
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	明治小橋	新家川	134
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	河口水門	大里川	135
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	男里川橋	男里川	136
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	男里橋	金熊寺川	137
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	西打合橋	菟砥川	138
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	東打合橋	山中川	139
2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	新茶屋川橋	茶屋川	140
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	田身輪橋	番川	141
4	4	6	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	6	6	4	4	2	-	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	昭南橋	大川	142
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	一軒屋橋	東川	143
4	4	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	こうや橋	西川	144

別表1－2(4)　測定地点、測定回数一覧表(海域)

水域名	環境基準	水域名（全窒素・全りん）	環境基準（全窒素・全りん）	測定地点	測定地点の位置 北緯	測定地点の位置 東経	環境基準点	府独自番号	地点統一番号	N・P等水域コード	担当機関	水質測定（表層）	水質測定（底層）	底質測定	水質 生活環境項目 pH	DO	COD（酸性法）	COD（アルカリ性法）	COD（ろ過酸性法）	大腸菌群数	ノルマルヘキサン抽出物質	全窒素	全りん	健 カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB
大阪湾	Cイ	大阪湾	海域IV	C－3	34° 37'58"	135° 23'05"	◎	0001	60101	401	大阪府	○			12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
(1)		(イ)											○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				C－4	34° 33'42"	135° 23'32"	◎	0002	60102	401	大阪府	○			12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				C－5	34° 29'42"	135° 21'38"	◎	0003	60103	401	大阪府	○			12	12	12	12	12	-	2	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾	Bロ	大阪湾	海域III	B－3	34° 35'12"	135° 20'56"	◎	0004	60201	402	大阪府	○			12	12	12	12	12	-	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
(2)		(ロ)											○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				B－4	34° 31'48"	135° 21'08"	◎	0005	60202	402	大阪府	○			12	12	12	12	12	-	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				B－5	34° 28'00"	135° 18'50"	◎	0006	60203	402	大阪府	○			12	12	12	12	12	-	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾	Aハ			A－2	34° 31'54"	135° 18'14"	◎	0007	60301	402	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
(3)													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		大阪湾	海域II	A－3	34° 26'00"	135° 17'14"	◎	0008	60302	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
		(ハ)											○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾	Aロ			A－6	34° 28'30"	135° 14'20"	◎	0009	60401	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
(4)													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				A－7	34° 22'36"	135° 12'50"	◎	0010	60402	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪湾	Aイ			A－10	34° 25'36"	135° 10'20"	◎	0011	60501	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
(5)													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				A－11	34° 20'30"	135° 06'38"	◎	0012	60502	403	大阪府	○			12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	2	※	1
													○		12	12	12	-	12	-	-	12	12	-	-	-	-	-	-	-	-
														○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
尾崎港	Cイ			C－7（尾崎港内）	34° 22'06"	135° 14'25"	○	0013	60601	503	大阪府	○			12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
淡輪港	Cイ	-	-	C－8（淡輪港内）	34° 20'24"	135° 10'44"	○	0014	60701	503	大阪府	○			12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
深日港	Cイ			C－9（深日港内）	34° 19'06"	135° 08'26"	○	0015	60801	503	大阪府	○			12	12	12	12	6	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
				O－1（No. 5ブイ跡）	34° 38'43"	135° 24'40"	●	0016	60151	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
				O－2（南港）	34° 37'04"	135° 25'14"	●	0017	60152	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
				O－3（大阪港 関門外）	34° 38'22"	135° 23'06"	●	0018	60153	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
				O－4（神崎川河口中央）	34° 41'29"	135° 25'10"	●	0019	60154	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
											大阪府			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	O－5（淀川河口中央）	34° 41'07"	135° 25'32"	●	0020	60155	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
											大阪府			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
				O－6（木津川河口中央）	34° 37'35"	135° 27'01"	●	0021	60156	501	大阪市	○			12	12	12	-	-	-	-	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
				S－1（堺7－3区沖）	34° 35'50"	135° 23'19"	●	0022	60171	501	堺市	○			4	4	4	-	-	-	2	4	4	2	2	2	2	2	2	※	1
													○		4	4	4	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-
				O－7（大和川河口中央）	34° 36'19"	135° 26'02"	▲				大阪府			○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1　「環境基準」の内、「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、を示す。

2　「環境基準点」の内、◎印は環境基準点を、○印は環境基準点（全窒素及び全りんを除く）を、●印は準基準点を、▲印は底質測定のみを行う準基準点を示す。

3　※印は総水銀が検出された場合、当該検体のみ分析を実施する。

4　「測定地点の位置」の経緯度は世界測地系の経緯度を示す。

測定項目																																				底質測定項目															測定地点
康項目																		特殊項目																	他	健康項目							一般項目								
ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2－ジクロロエタン	1,1－ジクロロエチレン	シス－1,2－ジクロロエチレン	1,1,1－トリクロロエタン	1,1,2－トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3－ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	フェノール類	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	全クロム	陰イオン界面活性剤	プランクトン数	クロロフィルａ	亜硝酸性窒素	硝酸性窒素	アンモニア性窒素	りん酸性りん	懸濁物質	懸濁物資の強熱減量	濁度	EPN	塩分	カドミウム	全シアン	鉛	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	水素イオン濃度	COD	含水率	硫化物	酸化還元電位	強熱減量	総クロム	ノルマルヘキサン抽出物質	測定地点
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C－3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C－4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C－5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B－3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B－4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	B－5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A－2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A－3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A－6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A－7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A－10
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	A－11
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12	12	12	12	12	12	-	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	4	4	4	4	-	-	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C－7
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	4	4	4	4	-	-	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C－8
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	-	-	2	2	2	2	2	2	2	12	12	4	4	4	4	-	-	12	1	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C－9
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	4	2	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O－1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	4	2	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O－2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	4	2	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O－3
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	4	2	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O－4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	4	2	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O－5
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	4	2	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	O－6
2	2	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-	2	2	2	2	2	1	1	4	1	1	1	1	-	-	2	2	1	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	S－1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	O－7

別表1－3

測 定 方 法 一 覧 表

（ 水　　質 ）

区分	測定項目	測定方法	記載方法 有効数字	記載方法 小数点以下	記載方法 報告下限値
健康項目	カドミウム	日本工業規格（以下「JIS」という。）K0102 55	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	全シアン	「JIS K 0102 38.1.2及び38.2」又は「JIS K 0102 38.1.2及び38.3」	2桁	1桁まで	0.1mg/L
	鉛	JIS K 0102 54	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	六価クロム	JIS K 0102 65.2	2桁	2桁まで	0.02mg/L
	砒素	JIS K 0102 61.2又は61.3	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	総水銀	昭和46年環境庁告示第59号(以下「環境基準告示」という。)付表1	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	アルキル水銀	環境基準告示付表2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	ＰＣＢ	環境基準告示付表3	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
	チウラム	環境基準告示付表4	2桁	4桁まで	0.0006mg/L
	シマジン	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	チオベンカルブ	環境基準告示付表5の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	セレン	JIS K 0102 67.2又は67.3	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあってはJIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5、亜硝酸性窒素にあっては JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	ふっ素	JIS K 0102 34.1又は環境基準告示付表6	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	ほう素	JIS K 0102 47.1若しくは47.3又は環境基準告示付表7	2桁	2桁まで	0.02mg/L
生活環境項目	水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1	－	1桁まで	－
	溶存酸素量	JIS K 0102 32.1	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	化学的酸素要求量	＜河川＞　JIS K 0102 17 ＜海域＞　JIS K 0102 17及び環境基準告示別表2の2の備考の2に定めるアルカリ性法	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	浮遊物質量	環境基準告示付表8	2桁	整　数	1mg/L
	大腸菌群数	環境基準告示別表2の1の備考の4に掲げる最確数法	2桁	1桁 $\times 10^{n}$	1.8×10^{0} MPN
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質（油分）	環境基準告示付表10	2桁	1桁まで	0.5mg/L
	全窒素	＜河川＞　JIS K 0102 45.2、45.3又は45.4 ＜海域＞　JIS K 0102 45.4	2桁	2桁まで	0.05mg/L
	全りん	JIS K 0102 46.3	2桁	3桁まで	0.003mg/L
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 28.1	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	2桁	3桁まで	0.005mg/L
	亜鉛	JIS K 0102 53	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	溶解性鉄	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	2桁	2桁まで	0.08mg/L
	溶解性マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	全クロム	JIS K 0102 65.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	陰イオン界面活性剤	JIS K 0102 30.1	2桁	2桁まで	0.01mg/L
	亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.1、42.2又は42.5	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	りん酸性りん	＜河川＞　JIS K 0102 46.1.1又は46.1.2 ＜海域＞　JIS K 0102 46.1.1	2桁	3桁まで	0.003mg/L
	プランクトン数	気象庁刊　海洋観測指針6.2（主なる種類の検索及び定量）	－	－	－
	クロロフィルa	海洋観測指針6.3	2桁	1桁まで	0.1μg/L
	懸濁物質の強熱減量	JIS K 0102 14	2桁	整　数	－
	濁度	JIS K 0101 9.4	2桁	1桁まで	0.2度
	ＥＰＮ	「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水企第121号(平成11年3月11日改正)。以下「測定方法通達」という。）付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0006mg/L

区分	測定項目	測定方法	記載方法 有効数字	記載方法 小数点以下	記載方法 報告下限値
特定項目	ﾄﾘﾊﾛﾒﾀﾝ生成能	平成7年環境庁告示第30号別表に掲げる方法	2桁	4桁まで	0.0004mg/L
	・ｸﾛﾛﾎﾙﾑ生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・ｼﾞｸﾛﾛﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・ｸﾛﾛｼﾞﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	・ﾌﾞﾛﾓﾎﾙﾑ生成能		2桁	4桁まで	0.0001mg/L
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	2桁	2桁まで	0.03mg/L
	イソキサチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ダイアジノン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0005mg/L
	フェニトロチオン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0003mg/L
	イソプロチオラン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	オキシン銅	測定方法通達付表2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	クロロタロニル	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.004mg/L
	プロピザミド	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	ジクロルボス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	フェノブカルブ	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.002mg/L
	イプロベンホス	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0008mg/L
	クロルニトロフェン	測定方法通達付表1の第1又は第2	2桁	4桁まで	0.0001mg/L
	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.06mg/L
	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	2桁	2桁まで	0.04mg/L
	ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	測定方法通達付表3の第1又は第2	2桁	3桁まで	0.006mg/L
	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.001mg/L
	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は測定方法通達付表4若しくは付表5	2桁	3桁まで	0.007mg/L
	アンチモン	JIS K 0102 62.2又は測定方法通達付表6	2桁	4桁まで	0.0002mg/L
その他の項目	気温	JIS K 0102 7.1	－	1桁まで	－
	水温	JIS K 0102 7.2	－	1桁まで	－
	色相	JIS K 0102 8	－	－	－
	臭気	JIS K 0102 10.1	－	－	－
	透視度	JIS K 0102 9	2桁	整数	－
	塩素イオン	JIS K 0102 35	－	整数	10mg/L
	塩分	海洋観測指針5.3	－	2桁まで	－
	電気伝導率	JIS K 0102 13	3桁	整数	1mS/m

（底　質）

区分	測定項目	測定方法	記載方法 有効数字	記載方法 小数点以下	記載方法 報告下限値
健康項目	カドミウム	昭和63年環水管第127号「底質調査方法」（以下「底質調査方法」という。）に掲げる方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	全シアン	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	鉛	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	砒素	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	総水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	アルキル水銀	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
	ＰＣＢ	底質調査方法	2桁	2桁まで	0.01mg/kg
一般項目	水素イオン濃度	底質調査方法	－	1桁まで	－
	化学的酸素要求量	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.5mg/g
	硫化物	底質調査方法	2桁	1桁まで	－
	強熱減量	底質調査方法	2桁	1桁まで	－
	酸化還元電位	現場で測定することを前提とし、酸化還元電位計により測定	3桁	整数	－
	全クロム	底質調査方法	2桁	1桁まで	0.1mg/kg
	ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質	環境庁指定「水島重油流出事故による環境影響総合調査方法」	2桁	1桁まで	0.5mg/g
	含水率	底質調査方法	3桁	1桁まで	－

備考1　有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

2　報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

3　硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の1及び2の桁数処理を行う。

ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

4　平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。

5　報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取り扱い、平均値を計算する。

別表1－4

環 境 基 準 等 一 覧 表

(1)　人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項　　目	基　準　値	対象水域
カドミウム	0.01mg/L以下	全公共用水域
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
ＰＣＢ	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.004mg/L以下	
1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.02mg/L以下	
ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下	
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1mg/L以下	

項　　目	基　準　値	対象水域
1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.006mg/L以下	全公共用水域
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.03mg/L以下	
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.01mg/L以下	
1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

備考 1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びＰＣＢについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は(注)3のとおり。

2　「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　総水銀についての目標の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

4　海域についてはふっ素、ほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

ア　河川（湖沼を除く）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100ml以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100ml以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100ml以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	－
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	－
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	－

備考 1　基準値は、日間平均値とする。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) 1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水　道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃　2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃　3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水　産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃　2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃　3級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

〃　2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃　3級：特殊の浄水操作を行うもの

5　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を感じない限度

イ 海域

①

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	化学的酸素要求量(COD)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	n－ヘキサン抽出物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－

備考 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
2 水 産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
〃 2級:ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を感じない限度

②

類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.34mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
3 類型Ⅱの全窒素の基準値は平成16年度までの暫定目標である。

(注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

(3)要監視項目及び指針値

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下
ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	0.3mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	0.04mg/L以下
オキシン銅	0.04mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下

項目	指針値
EPN	0.006mg/L以下
ジクロルボス	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	0.03mg/L以下
イプロベンホス	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	－
トルエン	0.6mg/L以下
キシレン	0.4mg/L以下
ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	0.06mg/L以下
ニッケル	－
モリブデン	0.07mg/L以下
アンチモン	－

2　地下水質測定計画

平成１６年度地下水質測定計画

1　目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2　調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の概況を把握するとともに長期的な観点から定点における経年的な変化を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する地下水の水質調査とする。

概況調査等により新たに汚染が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 定期モニタリング調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する地下水の水質調査とする。

3　測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、別表2－1、別表2－2及び別表2－3のとおりとする。

(1)　概況調査　　86地点

(2)　定期モニタリング調査　　138地点

4　測定期間

測定期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

5　測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア　環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

（ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）

ｲ　一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、ｐＨ

(2) 汚染井戸周辺地区調査
環境基準項目のうち検出された項目とする。
(3) 定期モニタリング調査
一般項目及び測定地点ごとに別表２－３に掲げる項目とする。

6　測定回数

測定回数は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査	各測定地点において	１回以上
(2) 定期モニタリング調査	各測定地点において	１回以上

7　測定方法

測定方法は、原則として別表２－４のとおりとする。

8　試料の採取等

(1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
(2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

9　測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとするものとする。
(1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
(2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

１０　その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。

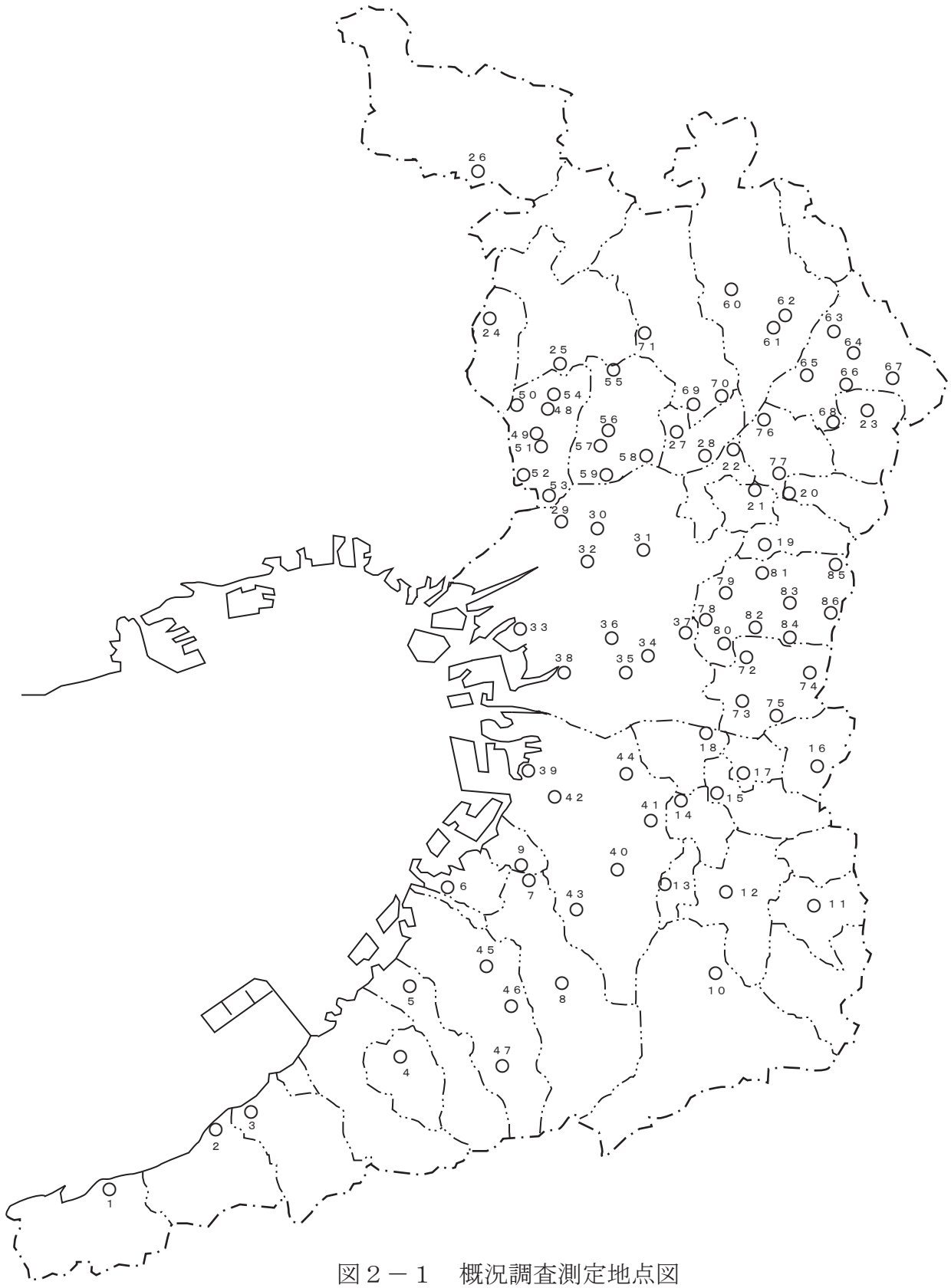

図２－１　概況調査測定地点図
（平成１６年度）

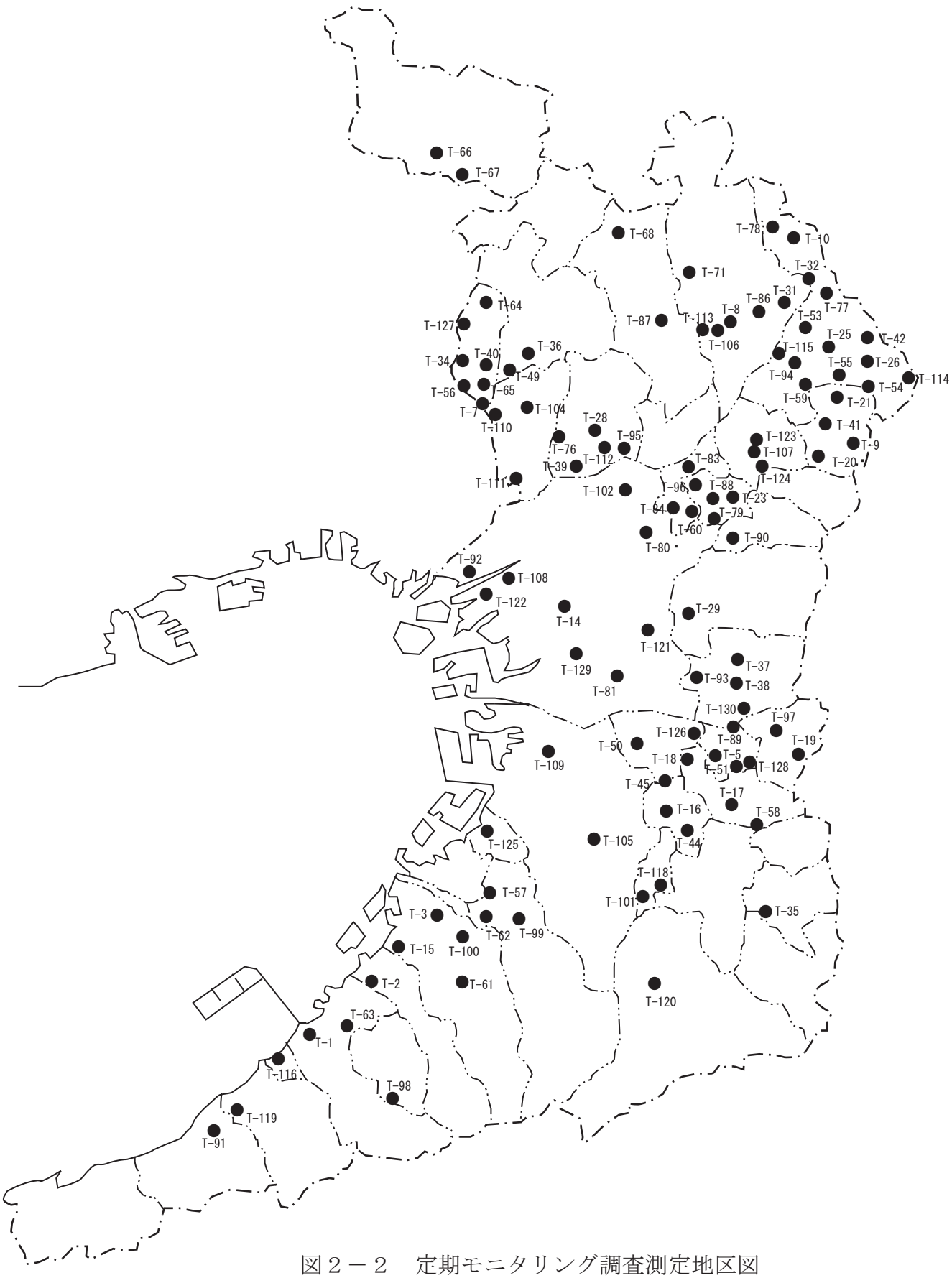

図２－２　定期モニタリング調査測定地区図
（平成１６年度）

別表2－1

測定地点及び測定機関総括表

（平成１６年度）

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査	定期モニタリング調査	
大阪府	27	63	90
国土交通省 近畿地方整備局	3	1	4
大阪市	10	11	21
堺市	6	2	8
岸和田市	3	5	8
豊中市	6	5	11
吹田市	5	6	11
高槻市	3	15	18
枚方市	5	15	20
茨木市	3	2	5
八尾市	4	7	11
寝屋川市	2	5	7
東大阪市	9	1	10
合計	86	138	224

別表２－２（１）　　測　定　地　点　一　覧　表　（概況調査）

平成１６年度

測定地点			環境基準項目																											測定回数	測定機関
図中番号	市町村名	地区名	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	全ｼｱﾝ	鉛	六価ｸﾛﾑ	砒素	総水銀	ｱﾙｷﾙ水銀	PCB	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	四塩化炭素	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	ﾁｳﾗﾑ	ｼﾏｼﾞﾝ	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｾﾚﾝ	硝酸性・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
1	岬町	淡輪	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
2	阪南市	尾崎町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
3	泉南市	樽井	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
4	熊取町	紺屋	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
5	貝塚市	畠中	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
6	泉大津市	高津町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
7	和泉市	舞町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
8	和泉市	平井町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
9	高石市	取石	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
10	河内長野市	原町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
11	河南町	大字白木	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
12	富田林市	宮甲田町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
13	大阪狭山市	岩室	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
14	美原町	今井	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
15	羽曳野市	河原城	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
16	柏原市	青谷	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
17	藤井寺市	道明寺	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
18	松原市	別所	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
19	大東市	太子田	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
20	四條畷市	二丁通町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
21	門真市	上島町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
22	守口市	佐太東町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
23	交野市	私部	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
24	池田市	吉田町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
25	箕面市	稲	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	1	大阪府
26	能勢町	野間出野	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
27	摂津市	正雀	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
28	摂津市	鳥飼西	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	1	近畿地整
29	大阪市	淀川区野中北	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
30	大阪市	東淀川区柴島	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
31	大阪市	城東区中央	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
32	大阪市	北区西天満	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
33	大阪市	港区港晴	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
34	大阪市	生野区巽中	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
35	大阪市	東住吉区田辺	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
36	大阪市	天王寺区上本町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
37	大阪市	平野区加美北	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
38	大阪市	西成区南津守	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
39	堺市	出島海岸通	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
40	堺市	深坂	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
41	堺市	日置荘原寺町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
42	堺市	上野芝町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
43	堺市	檜尾	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
44	堺市	金岡町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
45	岸和田市	尾生町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
46	岸和田市	大沢町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
47	岸和田市	山直中町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市

別表２－２（２）　　測　定　地　点　一　覧　表　（概況調査）

平成１６年度

測定地点			環境基準項目																											測定回数	測定機関
図中番号	市町村名	地区名	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	全ｼｱﾝ	鉛	六価ｸﾛﾑ	砒素	総水銀	ｱﾙｷﾙ水銀	PCB	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	四塩化炭素	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	ﾁｳﾗﾑ	ｼﾏｼﾞﾝ	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｾﾚﾝ	硝酸性・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
48	豊中市	桜の町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
49	豊中市	本町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
50	豊中市	螢池北町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
51	豊中市	北桜塚	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
52	豊中市	原田南町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
53	豊中市	庄本町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
54	豊中市	向丘	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	近畿地整
55	吹田市	山田丘	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
56	吹田市	上山手町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
57	吹田市	円山町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
58	吹田市	南高浜町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
59	吹田市	南吹田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
60	高槻市	大字原	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
61	高槻市	大学町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
62	高槻市	八町綴町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
63	枚方市	牧野阪	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	枚方市
64	枚方市	堂山	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	枚方市
65	枚方市	枚方公園町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	枚方市
66	枚方市	村野本町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	枚方市
67	枚方市	津田駅前	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	枚方市
68	枚方市	高田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	1	近畿地整
69	茨木市	横江	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	茨木市
70	茨木市	東野々宮町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	茨木市
71	茨木市	南清水町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	茨木市
72	八尾市	宮町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	八尾市
73	八尾市	南太子堂	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	八尾市
74	八尾市	水越	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	八尾市
75	八尾市	天王寺屋	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	八尾市
76	寝屋川市	点野	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	寝屋川市
77	寝屋川市	讃良西町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	寝屋川市
78	東大阪市	俊徳町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
79	東大阪市	長田西	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
80	東大阪市	大蓮東	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
81	東大阪市	加納	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
82	東大阪市	玉串元町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
83	東大阪市	西石切町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
84	東大阪市	松原南	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
85	東大阪市	善根寺町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市
86	東大阪市	客坊町	○	○	○	○	○	○	※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	東大阪市

注　：　※印は総水銀が検出された場合、当該地点のみ測定を実施する。

別表２－３（１）　　測　定　地　点　一　覧　表　（定期モニタリング調査）

平成１６年度

測定地点			環境基準項目																										測定回数	測定機関
図中番号	市町村名	地区名	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	全ｼｱﾝ	鉛	六価ｸﾛﾑ	砒素	総水銀	ｱﾙｷﾙ水銀	PCB	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	四塩化炭素	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	ﾁｳﾗﾑ	ｼﾏｼﾞﾝ	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｾﾚﾝ	硝酸性・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
T-1	泉佐野市	野出町												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-2	貝塚市	沢												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-3	岸和田市	西大路町												○	○	○		○	○							○			1	岸和田市
T-5-1	藤井寺市	小山												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-5-2	藤井寺市	岡												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-7	池田市	豊島南												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-8-1	高槻市	桃園町											○	○	○	○		○	○										3	高槻市
T-8-2	高槻市	桃園町											○	○	○	○		○	○										3	高槻市
T-8-3	高槻市	下田部町											○	○	○	○		○	○										3	高槻市
T-8-4	高槻市	下田部町											○	○	○	○		○	○										3	高槻市
T-8-5	高槻市	西冠											○	○	○	○		○	○										3	高槻市
T-8-6	高槻市	西冠											○	○	○	○		○	○										3	高槻市
T-8-7	高槻市	城西町											○	○	○	○		○	○										1	高槻市
T-8-8	高槻市	城西町	○		○		○	○	○																				1	高槻市
T-9-1	交野市	私市												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-10	島本町	広瀬												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-14-4	大阪市	中央区					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			○		1	大阪市
T-14-5	大阪市	中央区					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			○		1	大阪市
T-15-1	岸和田市	岸城町												○	○	○		○	○							○			1	岸和田市
T-15-2	岸和田市	南町												○	○	○		○	○							○			1	岸和田市
T-16-4	美原町	今井												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-16-5	美原町	今井												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-17	羽曳野市	はびきの												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-18-1	松原市	一津屋												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-18-2	羽曳野市	恵我之荘												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-19	柏原市	国分東条町												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-20	交野市	南星台						○	○																				2	大阪府
T-21-2	交野市	幾野												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-23	門真市	柳田町					○																				○		1	近畿地整
T-25	枚方市	出屋敷西町										○		○	○	○		○	○										2	枚方市
T-26	枚方市	津田北町						○	○																				2	枚方市
T-28	吹田市	津雲台												○	○	○		○	○										2	吹田市
T-29	東大阪市	太平寺													○	○		○	○										1	東大阪市
T-31-1	高槻市	緑町					○																						1	高槻市
T-32-1	高槻市	東上牧					○																						1	高槻市
T-32-2	島本町	江川					○																						2	大阪府
T-34	池田市	栄町												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-35	河南町	神山												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-36-1	箕面市	牧落												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-37	八尾市	東本町																○	○										1	八尾市
T-38	八尾市	南本町																○											1	八尾市
T-39-1	吹田市	南吹田												○	○	○		○	○										4	吹田市
T-39-2	吹田市	南吹田												○	○	○		○	○										4	吹田市
T-40	池田市	石橋												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-41	交野市	星田北												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-42	枚方市	長尾元町						○	○																				2	枚方市
T-44	美原町	阿弥												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-45-1	松原市	丹南												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-45-2	美原町	大保												○	○	○		○	○										2	大阪府

別表２－３（２）　　測　定　地　点　一　覧　表　（定期モニタリング調査）

平成１６年度

測定地点			環境基準項目																										測定回数	測定機関
図中番号	市町村名	地区名	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	全ｼｱﾝ	鉛	六価ｸﾛﾑ	砒素	総水銀	ｱﾙｷﾙ水銀	PCB	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	四塩化炭素	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	ﾁｳﾗﾑ	ｼﾏｼﾞﾝ	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｾﾚﾝ	硝酸性・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
T-49-3	箕面市	桜井												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-50-1	松原市	上田												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-50-2	松原市	上田												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-50-3	松原市	上田												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-51	藤井寺市	沢田												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-53-1	枚方市	片鉾本町												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-53-2	枚方市	片鉾本町												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-54	枚方市	津田元町												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-55-1	枚方市	池之宮						○	○					○	○	○		○	○										2	枚方市
T-55-2	枚方市	池之宮						○	○					○	○	○		○	○										2	枚方市
T-56	池田市	神田												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-57-1	和泉市	府中町																								○			2	大阪府
T-57-2	泉大津市	東豊中町																								○			2	大阪府
T-58-2	羽曳野市	通法寺												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-59-1	枚方市	中宮山戸町												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-59-2	枚方市	中宮山戸町												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-60	守口市	大宮通												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-61	岸和田市	尾生町						○	○																	○			1	岸和田市
T-62	和泉市	小田町					○																						2	大阪府
T-63	泉佐野市	上瓦屋町					○																						2	大阪府
T-64	池田市	伏尾町					○																						2	大阪府
T-65	池田市	空港					○																						2	大阪府
T-66	能勢町	下田尻					○																						2	大阪府
T-67	能勢町	野間出野					○																						2	大阪府
T-68	茨木市	銭原					○																						1	茨木市
T-71	高槻市	阿武野					○																						1	高槻市
T-76	吹田市	江坂町					○																						2	吹田市
T-77	枚方市	楠葉中之芝					○																						2	枚方市
T-78	島本町	山崎					○																						2	大阪府
T-79	門真市	東田町											○	○	○	○		○	○										2	大阪府
T-80	大阪市	旭区									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1	大阪市
T-81	大阪市	阿倍野区									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1	大阪市
T-83-2	守口市	暁町												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-84-2	守口市	松下町												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-86	高槻市	白梅町	○		○		○	○	○																				1	高槻市
T-87	茨木市	太田東芝町												○	○	○		○											2	茨木市
T-88	門真市	松生町												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-89-1	藤井寺市	川北												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-89-2	八尾市	西弓削													○														1	八尾市
T-90	大東市	諸福												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-91	阪南市	鳥取										○																	2	大阪府
T-92	大阪市	西淀川区					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1	大阪市
T-93-2	八尾市	北亀井町			○		○				○			○	○	○	○	○	○										1	八尾市
T-93-3	八尾市	北亀井町									○			○	○	○	○	○	○										1	八尾市
T-93-4	八尾市	北亀井町									○			○	○	○	○	○	○										1	八尾市
T-94-1	枚方市	中宮東之町												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-94-2	枚方市	上野												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-95	吹田市	幸町												○	○	○		○	○										2	吹田市
T-96	門真市	堂山町												○	○	○		○	○										2	大阪府

別表２－３（３）　　測　定　地　点　一　覧　表　（定期モニタリング調査）

平成１６年度

測定地点			環境基準項目																										測定回数	測定機関
図中番号	市町村名	地区名	ｶﾄﾞﾐｳﾑ	全ｼｱﾝ	鉛	六価ｸﾛﾑ	砒素	総水銀	ｱﾙｷﾙ水銀	PCB	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	四塩化炭素	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	ﾁｳﾗﾑ	ｼﾏｼﾞﾝ	ﾁｵﾍﾞﾝｶﾙﾌﾞ	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	ｾﾚﾝ	硝酸性・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
T-97	柏原市	石川町												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-98	熊取町	野田												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-99-1	和泉市	芦部町																						○					2	大阪府
T-99-2	和泉市	芦部町					○																						2	大阪府
T-99-3	和泉市	芦部町																								○			2	大阪府
T-100	岸和田市	今木町												○	○	○		○	○							○			1	岸和田市
T-101	大阪狭山市	今熊												○	○	○		○	○							○			2	大阪府
T-102	大阪市	東淀川区									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○			1	大阪市
T-104-1	豊中市	上新田					○						○	○	○	○		○	○					○		○	○	○	1	豊中市
T-104-2	豊中市	上新田					○						○	○	○	○		○	○					○		○	○	○	1	豊中市
T-104-3	豊中市	上新田					○						○	○	○	○		○	○					○		○	○	○	1	豊中市
T-105	堺市	八田南之町														○		○	○							○			1	堺市
T-106-1	高槻市	幸町											○	○	○	○		○	○										1	高槻市
T-106-2	高槻市	幸町											○	○	○	○		○	○										1	高槻市
T-107-1	寝屋川市	木田元宮									○		○	○	○	○	○	○	○										2	寝屋川市
T-107-2	寝屋川市	木田元宮									○		○	○	○	○	○	○	○										2	寝屋川市
T-108	大阪市	此花区			○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1	大阪市
T-109	堺市	市之町東														○		○	○							○			1	堺市
T-110	豊中市	蛍池中町												○	○	○		○	○							○	○		1	豊中市
T-111	豊中市	名神口												○	○	○		○	○							○	○		1	豊中市
T-112	吹田市	片山町												○	○	○		○	○										2	吹田市
T-113	高槻市	宮田町											○	○	○	○		○	○										1	高槻市
T-114	枚方市	尊延寺馬廻り			○		○	○	○																				2	枚方市
T-115	枚方市	新町												○	○	○		○	○										2	枚方市
T-116	田尻町	嘉祥寺												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-118	大阪狭山市	半田																								○			2	大阪府
T-119	泉南市	男里																										○	2	大阪府
T-120	河内長野市	小塩町																								○			2	大阪府
T-121	大阪市	生野区									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1	大阪市
T-122	大阪市	此花区																										○	1	大阪市
T-123-1	寝屋川市	出雲町												○	○	○		○	○										2	寝屋川市
T-123-2	寝屋川市	出雲町												○	○	○		○	○										2	寝屋川市
T-124	寝屋川市	国守町												○	○	○		○	○										1	寝屋川市
T-125	高石市	高師浜																								○			2	大阪府
T-126	松原市	小川												○	○	○		○	○										2	大阪府
T-127	池田市	古江町																									○	○	2	大阪府
T-128	藤井寺市	道明寺																								○			2	大阪府
T-129-1	大阪市	浪速区					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1	大阪市
T-129-2	大阪市	浪速区					○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○					1	大阪市
T-130	八尾市	志紀町西													○									○					1	八尾市

注 T-4,T-6,T-11,T-12,T-13,T-22,T-24,T-27,T-30,T-33,T-43,T-46,T-47,T-48,T-52,T-69,T-70,T-72,T-73,T-74,T-75,T-82,T-85,T-103,T-117は欠番。
　アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を行う。

別表 2－ 4

測定方法、環境基準等一覧表

区分	測定項目	測　定　方　法	環境基準値（mg／L）	報告下限値（mg／L）
環境基準項目	カドミウム	日本工業規格（以下「JIS」という。）K0102の55に定める方法	0.01　以下	0.001
	全シアン	JIS K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は38.1.2及び38.3に定める方法	検出されないこと	0.1
	鉛	JIS K0102の54に定める方法	0.01　以下	0.005
	六価クロム	JIS K0102の65.2に定める方法	0.05　以下	0.04
	砒　素	JIS K0102の61.2又は61.3に定める方法	0.01　以下	0.005
	総 水 銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表1に掲げる方法	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	昭和46年12月環境庁告示第59号付表2 に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
	Ｐ Ｃ Ｂ	昭和46年12月環境庁告示第59号付表3 に掲げる方法	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K0125の5.1 、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.02　以下	0.002
	四塩化炭素	JIS K0125の5.1 、5.2 、5.3.1 、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002 以下	0.0002
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法	0.004 以下	0.0004
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 又は5.3.2に定める方法	0.02　以下	0.002
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.04　以下	0.004
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 、5.3.1 、5.4.1 又は5.5 に定める方法	1　以下	0.0005
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 、5.3.1 、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.006 以下	0.0006
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 、5.3.1 、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.03　以下	0.002
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 、5.3.1 、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01　以下	0.0005
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	JIS K0125の5.1 、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.002 以下	0.0002
	チウラム	昭和46年12月環境庁告示第59号付表4 に掲げる方法	0.006 以下	0.0006
	シマジン	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	昭和46年12月環境庁告示第59号付表5 の第1又は第2に掲げる方法	0.02　以下	0.002
	ベンゼン	JIS K0125の5.1 、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.01　以下	0.001
	セ レ ン	JIS K0102の67･2又は67.3に定める方法	0.01　以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあってはJIS K0102の43.2.1､43.2.3 又は43.2.5に定める方法。亜硝酸性窒素にあってはJIS K0102の43.1に定める方法	10　以下	0.08
	ふ っ 素	JIS K0102の34.1に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表６に掲げる方法	0.8　以下	0.08
	ほ う 素	JIS K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号付表７に掲げる方法	1　以下	0.02

備　考

1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びＰＣＢについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることをもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考３のとおり。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　総水銀についての基準の適否の判定は、年間の測定値中、0.0005mg/Lを超える検体が調査対象検体の37%以上である場合を不適とする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。

4　有効数字を２桁とし、３桁目以下を切り捨てる。

5　報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。

6　硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の４及び５の桁数処理を行う。

ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

7　平均値の計算に当たっては、有効数字を２桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。

8　報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。